

1,2-ジクロロプロパンの作業環境測定の実施が義務化

1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的とし、平成 25 年 8 月 13 日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第二百三十四号）、及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」（平成 25 年厚生労働省令第九十六号）が公布されました。

この改正政省令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行、適用となりました。一部に経過措置がありました。平成 26 年 10 月 1 日から作業環境測定の実施が義務化となりました。

管理濃度についても平成 26 年 10 月 1 日に 10ppm から 1ppm に引き下げられています。

1,2-ジクロロプロパン

◆ 作業環境測定の実施（経過措置により、平成 26 年 10 月 1 日から義務化）

対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物（1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超えるもの）を用いて行う洗浄、または払拭業務（以下、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務）で、屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

【 対象となる 1,2-ジクロロプロパン含有物 及び 作業環境測定に関わる義務化事項 】

		1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計含有量	
		5%(w/w)以下	5%(w/w)超
1,2-ジクロロプロパンの含有量	1%(w/w)超	・ 1,2-ジクロロプロパンの測定、評価 （測定、評価結果 30 年保存）	・ 1,2-ジクロロプロパンの測定、評価 （測定、評価結果 30 年保存） ・ 1,2-ジクロロプロパンを含む混合有機溶剤としての測定、評価 （測定、評価結果 3 年保存）
	1%(w/w)以下	・ 測定義務なし	・ 1,2-ジクロロプロパンを含む混合有機溶剤としての測定、評価 （測定、評価結果 3 年保存）

- 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施
- 結果について評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う
- 測定の記録及び評価の記録を定められた期間保存する

管理濃度
10ppm→1ppm
 （平成26年10月1日より）

◆ その他に必要な対応

- ・ 容器、包装への表示…1,2-ジクロロプロパンを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器、包装に入れて譲渡、提供する場合
 - ・ 発生抑制装置等と呼吸用保護具の使用（有機溶剤予防中毒規則の準用）※
 - ・ 健康診断※
 - ・ 作業場への取扱い上の注意事項等の掲示※
 - ・ 作業主任者の選任※
 - ・ 作業の記録の保存※ 他
- ※ 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務のみに該当します。



当社は、作業環境測定に豊富な実績と経験があります。詳しくは、環境分析部 佐藤（亮）（フリーダイヤル 01 20-01-2590 内線 382）までお気軽にお問い合わせください。

